

別記様式2

平成29年10月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売） 届出業者	届出名	検査の結果									備考
			T N (%)	T P (%)	T K (%)	T Cu (mg/kg)	T Zn (mg/kg)	T CaO (%)	C/N	水分 (%)	その他の 検査	
堆肥	芳源マッシュルーム株式会社	マッシュルーム堆肥	0.76	0.48	1.03	-	56	3.7	13.7	-	-	
	有限会社シーエムメンテナントサービス	ひばり	1.34 1.42	1.14 1.24	2.57 2.99	- -	160 180	7.7 8.9	12.6 13.5	- -	- -	(粉) (粒)

(注1) 特殊肥料の指定名の欄は、「特殊肥料の指定」(昭和25年6月20日農林省告示第177号。以下「告示」という。)で指定された肥料の名称であり、その記載の順序は、告示中の指定の順序に従っている。

(注2) 届出名の欄は、肥料取締法第22条第1項に基づく届出名称であるが、届出名称とは別に一般に販売される場合に使用される商品名があればかつて記載している。

(注3) 検査の結果の欄で記している分析検査を実施した成分等の略号は、次のとおりである。

T N－窒素全量、T P－りん酸全量、T K－カリ全量、T Cu－銅全量、T Zn－亜鉛全量、T Ca－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

(注4) 検査の結果で水分含有量を記載している場合の各成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

(注5) 検査の結果のうち、成分等の欄は、分析検査を実施した項目についての分析結果である。

(注6) 検査の結果のうち、その他の検査の欄は、鑑定検査の結果、不適切な原料の使用が確認された場合等についての内容である。